

1. 申請手続・審査について

Q1-1	同時に、複数の助成金（地域活性化ファンドと農商工連携ファンド）に申請することはできますか。
A1-1	事業の内容に重複がない場合は申請できます。

Q1-2	同一事業者が、同一年度内に、同じ種類の助成金について、複数の事業で申請することは可能ですか。また、同じ事業内容で2度申請することは可能ですか。
A1-2	同一年度内は、一事業者、一助成を原則とします。

Q1-3	申請時には創業していないのですが、申請することはできますか。
A1-3	創業者は助成対象ではない為申請できません。

Q1-4	展示会出展のみで申請することはできますか。
A1-4	試作を伴わない販路開拓のみでの申請はできません。

2. 助成金について

Q2-1	助成金は返還すべきものですか。
A2-1	原則返還する必要がない制度です。ただし、交付決定内容と異なる目的で使用したことが認められる場合など、返還を求めることがあります。

Q2-2	助成金はいつ頃支払われますか。
A2-2	事業終了後、実績報告書に基づき検査を行った後に、精算払います。

3. 事業について

Q3-1	交付決定日以降に発生した経費が助成金の対象となっていますが、事業のどの段階をさすのでしょうか。
A3-1	「見積書」を徴収する（申請書作成のための仮見積書の徴収を除く）段階をいいます。

Q3-2	これまでに商品化したものを改良する場合は対象となりますか。
------	-------------------------------

A3-2	<p>対象となります。既存の商品に新たな価値（機能や仕組み等）を付加し、市場にはない、差別化された製品を開発される場合は対象となります。</p> <p>ただし、製品デザインの軽微な修正やパッケージデザインのリニューアルといった新商品開発要素が薄いと判断されるものや、原材料の変更のみで製品ラインナップの強化と判断されるようなものは対象となりません。</p>
------	--

Q3-3	事業の事前着手はできますか。
A3-3	原則としてできません。（交付決定日以降の事業が対象となります。）ただし、継続事業の場合、申請が認められれば対象となります。

Q3-4	当初交付申請書の事業計画や収支予算に記載していない事業を実施したい場合、変更申請は認められますか。
A3-4	認められません。 当初交付申請書の事業計画や収支予算に記載してある事業であることが要件です。

Q3-5	国、県又は国や県が出資若しくは出捐している公的団体の補助金等の交付を受けている場合、又は受けることが決定している場合は、助成対象事業になりますか。
A3-5	補助金等を受ける事業が、交付申請する事業と同一の場合は助成対象事業になりません。また、使途が定められていない補助金等の場合も同様です。

Q3-6	市町村若しくは公的団体（国、県等が出捐していないもの）の補助金等の交付を受けている場合は対象となりますか。
A3-6	助成対象となります（助成金額を減額することがあります）。

Q3-7	国、県の融資制度を利用する事業は、対象事業となりますか。
A3-7	助成対象事業です。

Q3-8	委託費の助成対象経費の割合が、全助成対象経費の60%を超えると助成対象事業となりませんか。
------	---

A3-8	助成対象事業となりません。
------	---------------

Q3-9	開発した製品の販売はいつから可能ですか。
A3-9	助成事業に関する実績報告書の提出後から販売可能です。助成対象期間中(実績報告書提出前)に販売された場合には、その時点で支援を打ち切りますのでご注意ください。

4. 対象経費について

Q4-1	機械設備等は助成対象となりますか。
A4-1	試作・開発のために使用する機械設備等のリースに限り対象となります。

Q4-2	クレジットカード払いでも対象となるのでしょうか。
A4-2	他に決済方法がない場合や他の方法より安価に購入出来る場合に限り、対象となります。ただし、申請者名義のクレジットカードのみが対象となります。また、クレジットカードによる支払い(口座からの引き落とし日)が、事業期間外になった場合は、対象外経費となりますので注意してください。